

下記(1、2)の場合 各チームにおいてはチーム代表者を感染対策責任者 とし管理を行うこと。

- 1 メンバーに感染者が出た時
- 2 メンバーが濃厚接触者と判断された場合（仕事先、家族 その他に感染者）

管理内容として

1、上記の場合の情報提供内容

- ・発症とされる日の報告(PCR検査結果)
- ・感染者又は濃厚接触者（本人）所属出場のリーグ、大会、TM等の活動（出場）に関して報告
- ・感染者又は濃厚接触者の健康状況と現況の把握
- ・保健所の判断についての報告

2、リーグ活動、TM活動の停止に関し範囲と期間

- ・以後の活動範囲と期間
- ・他のメンバーへの適応はどうか？
- ・他のメンバーがPCR検査をした場合は？

3、リーグ日程の調整方法（リーグ戦継続等に支障のある場合）各リーグ運営・競技委員と検討 例 日程変更移動

要項細則 5. リーグの運営 参照

※不可抗力にて起こった事態に関しても同様対処
(優遇措置の適応) ~~~要項追記事項

追記事項

要項

- ⑤ 棄権敗・不戦敗（細則あり）
- [3] 特別優遇措置
要項参照

要項細則

- 5. リーグの運営
- [3] 特別優遇措置に関して
細則参照

情報の共有をどこまでするか？

- ・個人情報の問題に注意
- ・所属リーグ各チーム 代表者等
- ・情報は独り歩きして誤情報になる。
- ・メンバーへの注意喚起。他言。

これによって偏見や誹謗中傷なことはあってはならない。 あった場合の対処？ ~~~試合出場停止も。
新型コロナウイルスの影響は 不可抗力とし、チームの責任にしない。

感染者が出た場合に連盟委員長への報告は 2022 年度より削除いたしました。